

◎新潟県告示第873号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、北股岳、月山、白馬蓮華、長嶺大池及び城山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和2年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 北股岳鳥獣保護区

(1) 区域

標高2,024.8メートルの北股岳を起点とし、ここから新潟県と山形県の県境を南東に進み、烏帽子岳(2,017.8メートル)を経て、新発田市、東蒲原郡阿賀町、福島県喜多方市の三市町の境界地点に至る。ここから山腹凹部をほぼ西にたどり加治川に至り、加治川右岸側をおよそ15キロメートル下流にたどり、赤津沢との合流点下流0.2キロメートルの地点に至る。ここから西の峰(1,387メートル)に向かって稜線をたどり西の峰からさらに稜線を東方にたどり赤津山(1,408メートル)に至る。ここから新発田市と胎内市との境界を北から西へ進み、榊取倉山(1,193.8メートル)、雷岳、二本木山(1,424メートル)及び二王子岳(1,420.1メートル)を経て黒石山(1,100メートル)に至る。ここから稜線を東北にたどってナリバ峰(874.3メートル)に至り、ここから南東にのびる稜線をたどり黒石沢に至る。ここから同沢を北方に向かってくだり、国有地と新潟県有地(企業営林地)との境界に至る。ここから鳥の足跡形の境界をたどり、胎内第一ダム右岸側上流0.6キロメートル地点に至る。ここから北東に向かい大樽山(1,100メートル)に連なる稜線をたどり、胎内市と関川村との境界に至り、更に東進して、アコグ峰を経て鉾立峰に至る。ここから胎内市と関川村との境界を南東にたどり新潟県と山形県との境界に達し、同境界を更に南東にたどり地神山(1,849.5メートル)及び門内岳(1,887メートル)を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該区域は、新発田市と胎内市にまたがり、両市の東端、山形県と境を接する地神山、門内岳、北股岳及び烏帽子岳等の山稜の西部に位置し、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林からツシマナナカマド、ハクサンシャクナゲ等の亜高山帯の低木や高山帯ではチシマザサ、ハイマツが目立つなど植生の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ニホンカモシカを始め多様な鳥獣が生息している。このため、当該区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 管理方針

鳥獣保護管理員による定期的な巡視の実施により、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

2 月山鳥獣保護区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町豊川字石畑地内の重郎沢と県道柴倉津川線の交点を起点とし、重郎沢右岸に沿って南西に進み月山旧国有林の境界に至る。ここから旧国有林境界を南に進み、更に同旧国有林境界を進み、月山三角点(336.4メートル)から北西136メートルの地点に至る。ここから遊歩道を北西方向に進み旧片神山に至り、ここから東方向さらに北東方向に稜線に沿って進み、豊川字石畑地区を通過して県道柴倉津川線に至る。ここから同県道を南東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和22年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、ブナを主とする自然林に覆われており、ヒガラやゴジュウカラをはじめとする多様な野生鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図

る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 白馬蓮華鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市地内の新潟県、富山県、長野県の3県の接する境を起点とし、ここから新潟県と富山県の境界をほぼ北方向に進み鉢ヶ岳(2,563.0メートル)、雪倉岳(2,610.9メートル)、赤男山、朝日岳(2,418.3メートル)、長母山(2,267.0メートル)を経て、黒岩山(1,623.6メートル)の三角点に至る。ここから北東方向に約3km稜線を進み、中俣山(1,037.0メートル)に至り、ここから西俣沢と東俣沢との合流点に向かう山嶺凸部を、北東方向に約1.3km進み合流点に至る。ここから東俣沢を上流に上がり、シッケイ沢合流点の上流約0.1kmの地点に至り、ここから南東方向に山嶺凸部を約2.5km進み聖山(1,527.0メートル)に至る。ここから国有林界(国私界)を南方向へ約3.5km進み、ツリコシ沢に至り、同沢をさらに大所川に下ってウド川との合流点に至る。ここから同川を上流に進み、八丁板の林道白池線との交点(右岸)に至り、同林道を東方向に約0.3km進み、1,115.0メートルの標高点に至る。ここから南東方向の箴岳(1,821.4メートル)への稜線を進み、同岳に至る。ここから長野県との県境を南西方向に進み、フスプリ山(1,944.0メートル)南の三角点及び小蓮華山(2,769.0メートル)を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、糸魚川市の南西部に位置し、中部山岳国立公園の新潟県の区域で、本県最高峰の小蓮華山をはじめ、雪倉岳、朝日岳等の2,500メートル級の山々が連なる、稜線から標高900メートル付近までの区域となっている。植生は稜線付近にはハイマツの群落が発達し、標高が下がるにしたがってダケカンバなどの落葉広葉樹からオオシラビソ、コメツガ等の針葉樹林帯を経てブナ高木林へと続いているなど、林相の変化に富む地域である。特に標高2,000メートル付近までの区域は、中部山岳国立公園特別保護区に指定されており、稜線付近一帯はハイマツの群落が発達している。また、夏季にはコマクサ、ハクサンイチゲ、チングルマ等の高山植物が群生し白馬連山高山植物帯として天然記念物に指定されているほか、ライチョウの生息地を保護するための特定動物生息地保護林にも指定されている。生息する鳥獣は、ハイマツ帯や岩礫地一帯にはライチョウ、カヤクグリ、イワヒバリなどが、中腹のダケカンバ林にはコマドリ、ルリビタキ、ホシガラスなど多様な鳥獣が生息し、本県においては妙高山・火打山一帯と並ぶ鳥獣の宝庫となっている。このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

4 長嶺大池鳥獣保護区

(1) 区域

柏崎市西山町鎌田地内の県道椎谷礼拝駐車場線と県道柏崎高浜堀之内線との交点を起点とし、ここから県道椎谷礼拝駐車場線を南東に進み、柏崎市西山町礼拝地内で市道礼拝下山田線との交点に至る。ここから同市道を南南東に進み、県道礼拝長岡線との交点に至る。ここから同県道を南南東に進み、柏崎市西山町坂田地内で国道116号線との交点に至る。ここから同国道を西南西に進み、柏崎市西山町西山地内で県道黒部柏崎線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、市道柏崎長嶺線との交点に至る。ここから同市道を北へ約420メートル、北東へ約320メートル進み、柏崎市西山町長嶺地内で市道長嶺宮ノ裏線との交点に至る。ここから同市道を北北東に進み終点に至る。ここから山道を北北東に進み、県道柏崎高浜堀之内線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和22年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、オオハクチョウ等の多数の渡り鳥が渡来する農業用ため池があり、中継地として重要な役割を果たしていることから鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 城山鳥獣保護区

(1) 区域

佐渡市小木町地内の木崎神社鳥居入口を起点として、南東へ進み外ノ潤岸壁波打ち際に至る。ここから波打ち際を南東へ進み防波堤先端に至る。ここから北西に戻り、波打ち際より南西に進み、二小岩、長島を経て波打ち際沿いに北に進み内ノ潤防波堤に至る。ここから西に進み防波堤の先端に至る。ここから東に戻り舟揚場と接する地点に至る。ここから北東におよそ130メートル進んだ地点に至る。ここから北東に進み起点と結ぶ一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該区域は、佐渡市小木町の市街地に残された樹林帯で、城山公園として地元はじめ市民の憩いの場として利用されており、キジをはじめとする多様な鳥類が生息している。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 管理方針

鳥獣保護管理員による定期的な巡視の実施により、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めるほか、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。